

宅建にいがた

題字は元新潟県知事 君 健男氏

2018. 1. 15 第 310 号 (毎月 15 日 発行)

由行 好風 徑子

奈良薬師寺元管主 高田好風師記念の書

謹んで新春のお慶びを申し上げます

会員皆様のより一層のご繁栄とご健勝をお祈り致します。



『宅建にいがた』には重要な情報が掲載されておりますので
会社内でご覧下さいますようお願い致します。

雪降る萬代橋を望む古町芸妓

新潟市内を流れる信濃川に架かり、市街地の東西を結ぶ橋が萬代橋(ばんだいばし)です。貴重な近代橋梁として国の重要文化財に指定されており、水の都 新潟のシンボルとして市民に親しまれています。

現在は六連アーチが美しい3代目。アーチは兩岸から中央に行くにしたがって大きく造られており、その長さは昭和2年の起工当時で国内最大規模でした。雪の日には、羽織を身にまとい番傘を差した雪国新潟らしい芸妓の姿が見られます。



新年のご挨拶



公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会
会 長 平 松 勝

新年あけましておめでとうございます。

本年も皆様方にとり実り多い年であることをお祈り致しております。

昨年の5月29日、本会創立50周年記念式典を挙行致しました。記念式典においては、米山隆一新潟県知事、早川吉秀県議会議長、星野伊佐夫土地建物問題調査会会長を初め、国会議員の先生方、提携している業界団体の皆様方よりご臨席の栄を賜り盛会裡に開催することができました。

本会の歴史は、昭和42年4月6日、亘四郎新潟県知事認可の社団法人として誕生し、政府の公益法人制度改革をうけ、平成25年6月19日、泉田裕彦新潟県知事より公益社団法人の認可を賜り、平成25年7月1日、公益社団法人に移行登記を行いました。

昨年8月4日、本会の提唱で、新潟市において広域災害協定締結のための準備会議を開催致しました。当日は、全宅連会長、全政連会長、1都1道15県の協会長、副会長よりご出席をいただき、災害に関する情報を共有致しました。太平洋側、日本海側同時の災害発生リスクは非常に少ないのが現状です。広域連携で地震風水害等の自然災害に対応することを目的としております。

また、現在、本格的な少子高齢化社会を迎え「空き家」が社会問題化しております。過密化した首都圏では、災害発生時の避難所生活は非常に困難が予測されます。地方圏にある空き家を災害用住宅として活用することを提案致しました。本年においては、新潟県出身者の多い東京の新潟県人会をはじめ、首都圏の県人会を通じてPRをする所存です。

本会が代表構成員である新潟県不動産流通活性化連携協議会は、昨年6月16日住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業を実施する者に対する補助事業）に応募し、中古住宅や空き家問題を積極的に解決していく提案内容が採択されました。「新潟R住宅」ブランドを県内に広め、消費者に安心して安全な住宅を提供することを目的として、関係団体、金融機関等と連携して選択肢の広がる仕組みづくりを構築しております。今年度は仕組みの開発・周知から試行事業に移行致しますので、積極的なPR活動を行ってまいります。

昨年度は、北海道・東北・甲信越地区協議会より発展成長戦略モデル「ハトマークビジョン」の推薦を受けました。10年後の宅建協会の成長戦略として、地域社会に寄り添う協会として目標を具体的に「曼荼羅図」にまとめました。

会長就任以来、協会の組織財政改革を積極的に進め、財政基盤の確立をはかることができました。また、南北2事業部制も消費者の支持をうけ、地域社会に定着をしております。

本年も地域社会、会員皆様のご支援を賜りながら着実に本会の公益目的事業を推進する所存です。会員皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のますますのご繁栄とご健勝を祈念申し上げ、年頭のご挨拶と致します。



新春ごあいさつ

新潟県知事 米 山 隆 一

平成30年の年頭に当たり、謹んで新春のごあいさつを申し上げます。

貴協会におかれましては、日頃から安全で優良な不動産の供給と取引の公正確保に努められ、県民生活の向上に大きくご貢献いただき、深く敬意を表します。

また、一昨年12月、糸魚川市で発生した大規模火災において被災された方に対して、県が仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げる際の事務処理を行われるなど大きなご貢献をいただきました。ここに心から感謝申し上げますとともに、今後とも被災者に対する住宅支援にご協力いただけますようお願いいたします。

さて、就任から1年余りが経ちました。この間、多くの皆様からお力添えをいただき、県政を前に進めることができました。改めて知事としての職責の重さを実感するとともに、非常に大きなやりがいを感じています。

本年は、就任時に約束いたしました「県民の命と暮らしを守り、現在と未来への責任を果たす」県政の実現に向け踏み出した歩みを、着実に前へ進めてまいります。「命と暮らしが守られ、一人一人が未来への希望を持って自らの幸福を実現できる新潟県を創る」を新たな総合計画の基本理念に掲げ、「現在と未来への責任を果たす県づくり」に向けて取り組んでまいります。

宅地建物関係では、本格的な人口減少・少子高齢社会を迎え、空き家の増加が予想されている中で、これからの社会経済の活力を維持していくため、住宅ストックの有効活用、既存住宅の流通市場の拡大等が課題となっています。このため、国では既存建物取引時の情報提供の充実により、売主・買主が安心して取引ができる市場環境の整備のため、専門家による建物状況調査（インスペクション）の活用を促す内容を盛り込んだ法改正が行われたところでもあります。

こうした中で、貴協会が果たすべき役割はますます増大しているところであります。貴協会におかれましては、今まで以上に県民の皆様と宅地建物取引業界の発展のためにご尽力いただくとともに、引き続き、取引の公正化と消費者保護の推進に、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

私としましては、県民の皆様が安全で安心して生活できるよう、関係法令を適正に執行し、公正な不動産取引の確保に努めることはもとより、県政の最重要課題である人口減少問題への対策に、より一層力を入れて政策を推進し、新潟県が、子育てしやすく、暮らしやすく、学びやすく、働きやすい、総合的に魅力ある、人々に選ばれる地として、持続的に発展していけるよう、県政のあらゆる分野での取組を総動員し、全力を挙げて取り組んでまいります。

結びに、皆様の益々のご発展とご健勝をお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。



新春ごあいさつ

新潟市長 篠田 昭

明けましておめでとうございます。

公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会の皆さまにおかれましては、日ごろから優良な物件の安定供給などを通じて、社会経済活動の進展に大きくご貢献いただき、平松会長をはじめ会員の皆さまのご尽力に深く感謝申し上げます。

新潟港が開港5港の一つに選ばれ、世界に開かれてから、2019年1月1日で150周年を迎えます。開港150周年を祝う記念事業のキックオフイベントとして、今年7月に「海フェスタにいがた」が開催されます。まもなく整備を終える万代島旧水揚場跡地、通称「大かま」を核にした魅力づくりや、開港記念日を挟んで開催される各種事業を通じ、「みなとまち新潟」を国内外にアピールしていきます。

今年4月には、新潟駅周辺の連続立体交差事業が第一期開業を迎えます。新幹線と在来線の乗り換えが同一ホームで可能になり、鉄道で分断されていた南北市街地の一体化が一層進みます。駅付近の民間ビルの建替えなどの動きも活発化してきていますが、2021年度に予定される全面開業をにらみながら、新潟駅周辺のまちづくりを加速し、本市の拠点性向上に努めてまいります。

少子・超高齢社会の進展による人口減少は、日本全体の問題ですが、もう一方で、東京への人口流出、一極集中がますます進んでおり、首都圏の影響をまともに受ける新潟は特に注意が必要です。何も手を打たなければ、地域の高齢化は進み、人口は減少していきます。本市では、地域の特性を活かした移住促進や、定住の維持に繋がる取り組みを行う地区を移住モデル地区に指定しており、西蒲区越前浜地区に続き、秋葉区小須戸地区などを指定しました。U I Jターンに取り組んでいただける地域には、本市としても伴走し、支援することで人口減少を緩やかにしていきます。

結びに、貴協会のますますのご発展と会員皆さまのご多幸をお祈り申し上げ、新春のごあいさつといたします。



新年のごあいさつ

新潟県議会議長 金 谷 國 彦

あけましておめでとうございます。

公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会の皆様におかれましては、希望に満ちた平成 30 年の新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、日頃から宅地建物取引業の健全な発展に努められ、安全で快適な住環境の提供を通じ、県民生活の向上と地域経済の発展に貢献されておられますことに対し、心から感謝申し上げます。

さて、少子高齢化、情報化、グローバル化など、社会情勢が激しく変化している中、県政においては、防災・危機管理、地域医療と福祉の向上、農業改革への対応、貧困対策やいじめ対策など、課題が山積しています。

中でも、人口減少問題への対応は、本県を含めて多くの地方に共通する大きな課題です。平成 11 年以降、自然動態、社会動態ともにマイナスとなっており、本県の平成 29 年 10 月 1 日現在の推計人口は 226 万 6 千人で、前年同月から 2 万人近い減少となっています。人口減少問題は個人のライフスタイルや雇用状況など、様々な要因が複雑に絡み合っていることから、特効薬となる施策を見出すのは困難ですが、地場産業の振興や雇用の場の確保、さらに教育、医療、福祉政策の充実など、地域の魅力を高めていく取組が重要と考えています。

こうした状況の中、現在、県では県政の指針となる新たな総合計画を策定中です。計画最終年度である 2024 年度までに県民の満足度が向上し、安心・安全でかつ魅力ある新潟県となるために、分野ごと、項目ごとに達成すべき目標が提示されました。全国平均を上回るペースで深刻化する人口減少への対応については「政策を総動員する」とされたところです。様々な課題がある中で、議会での議論や県民の意見を踏まえ、知事が将来の新潟県の姿をどう描き、そのためにどのような施策を展開していくのか、県議会では、新たな総合計画とその進捗状況について、今後も議論を重ねてまいります。

県議会といたしましては、県政が力強く前進する一年になるよう、議員一同全力を挙げて各種施策の推進に努める所存です。県民の皆様が安心して生活でき、将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現をめざし、県政の諸課題に積極的に取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、年頭に当たり、貴協会のますますの御発展と会員の皆様の御健康と御多幸を心からお祈り申し上げまして、新年のごあいさつといたします。



新年のご挨拶

決意を新たに次なる 50 年に向けて
これからも地域と住まいを守り続けます！

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会
会 長 伊 藤 博

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、米国トランプ政権発足による政治的混迷や相次ぐ北朝鮮のミサイル実験等極めて国際情勢が不安定なものでした。一方国内では、いざなぎ景気を抜き戦後 2 番目の景気継続と株価の高騰があったものの中小企業等には実感が乏しいものでありました。このような中、全宅連 50 周年、全宅保証 45 周年の節目の年を迎え、過去を振り返るとともに、「ハトマークグループビジョン 2020」を策定しこれからの本会の進むべき道標を示しました。

さて、既存住宅流通市場の活性化が喫緊の課題となっている中、宅建業法、住宅セーフティネット法、不動産特定事業法、民泊新法など新しい施策が施行されつつあります。

本会としては、昨年、空き家等の低額物件の流通を促進する観点から、媒介報酬の見直しの要望活動を行いました。その結果、報酬額告示が改正され、本年より 400 万円以下の物件を対象に、現地調査等の費用を売主側の報酬の上限に加算できることとなりました。会員の皆様の空き家・空き地対策の一助になることを切に願うものです。

また、平成 30 年度の税制改正においては、買取再販に係る特例措置の敷地への拡充措置及び土地の固定資産税の負担調整措置が認められ、今後の既存住宅流通活性化及び地域創生への足掛かりになるものと期待されます。

本年 4 月には改正宅建業法の「建物状況調査」が施行されます。我々宅建業者は、既存住宅流通活性化の要のプレイヤーとして、地域の課題解決や経済活性化の役割を担い、活力あるまちづくりを牽引する役割を果たさなければなりません。

本会においては、次なる 50 年に向け、ハトマークグループ一丸となり「地域により添い、生活サポートのパートナー」である会員の皆様の経営基盤の強化・業務支援を展開するとともに、国民の皆様の住生活環境向上と安全安心な不動産取引の実現のため、種々の事業を実施してまいります。

「みんなを笑顔にするために」会員各位のますますのご繁栄とご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

「新潟ゼロ災宣言運動2018」の実施について

— 新潟労働局 —

例年、転倒災害を始めとする労働災害が多発する傾向にある1月から、労使双方で労働災害発生ゼロを宣言し、労使協力して集中的な取組みを行うことにより、管内事業場の安全意識の高揚を図るとともに、労働災害の防止を図ることを趣旨として「新潟ゼロ災宣言運動2018」が実施されることとなりました。

詳しくは、新潟労働局のホームページをご覧ください。

<http://niigata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

借上げ住宅家賃支払に係るマイナンバーの提供について

— 新潟県土木部都市局建築住宅課 —

新潟県借上げ住宅の家賃支払いについて、国によるマイナンバー制度の導入に伴い、新潟県も事業者としてマイナンバーを記載した支払調書を作成する必要性があり、貸主に対してマイナンバーの提供依頼を行うこととなりました。協会会員皆様のご理解をお願いいたします。

(担当部署) 新潟県土木部都市局建築住宅課住宅宅地係 TEL : 025-280-5439

おとり広告の禁止に関する注意喚起について

— 全宅連 —

国土交通省より、年度末にかけて宅地建物取引が増加する時期を迎えることから、業務の適正な運営と宅地建物の公正な取引の確保を図るため、注意喚起等の周知依頼がありました。

(おとり広告・虚偽広告の例)

- 実際には取引意思のない物件を、顧客を集めるために、「敷金・礼金不要」、「相場より安い家賃」等の好条件で広告して顧客を誘引した上で、突然の水漏れや他者による成約等を理由に、他の物件を紹介・案内すること。
- 成約済みの物件を速やかに広告から削除せず、広告の更新予定日を過ぎても当該物件のインターネット広告等を継続すること。
- 売主が「土地」や「建築条件付土地」等として取引しようとしている物件について、架空の建築確認番号を記載して「新築住宅」等として広告することは、広告の開始時期の制限（法第33条）違反になるとともに、「虚偽広告」に該当します。

詳しくは、全宅連のホームページをご覧ください。(国土動指第59号)

<https://www.zentaku.or.jp/wp-content/uploads/2017/12/20171204115710478.pdf>

新潟市開発審査会付議基準の一部改正について

— 新潟市都市政策部都市計画課 —

新潟市では、市街化調整区域において、既に空き家となっている既存建築物や、今後空き家となり得るやむを得ない事情がある既存建築物について、用途変更や所有者変更の制限を緩和するため、新潟市開発審査会付議基準に「(33) 空き家の用途変更等」を追加します。改正の内容については、新潟市のホームページを参照してください。

(新潟市開発審査会付議基準の一部改正について)

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/tokei/kaihatsuseibi/kaihatsukyoka/kaihatsukyokanews/tokei20171215.html>

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について

— 新潟県福祉保健部 —

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第132号）が公布され、新たに指定薬物が追加されましたのでお知らせいたします。

詳しくは、新潟県福祉保健部医務薬事課薬事指導係（担当 清水様 025-285-5511内線2557）までお問い合わせください。

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第16条第1項に規定する知事指定薬物の新規指定について

— 新潟県福祉保健部 —

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第16条第1項の規定に基づき、県内において濫用又はそのおそれがある3物質を「知事指定薬物」に指定し、告示しました。

○新たに知事指定薬物として指定する物質の名称等については、新潟県のホームページを参照してください。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/iyaku/1356883654027.html>

- (1)「危険ドラッグ」は人体摂取すると、使用がやめられなくなったり、重篤な健康被害や事件・事故を引き起こすことがあります、麻薬や覚せい剤と同様に大変危険な薬物です。絶対に人体摂取しないでください。健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。
- (2)「知事指定薬物」を含有する製品をお持ちの方は、直ちに県医務薬事課に申し出て、その指示に従ってください。

詳しくは、新潟県福祉保健部医務薬事課薬事指導係（担当 山本様 025-285-5511内線2557）までお問い合わせください。

住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）について

— 全宅連 —

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が、平成30年6月15日に施行される予定です。

なお、住宅宿泊事業の届出等の準備行為については、平成30年3月15日から施行される予定です。

住宅宿泊事業法及び関係の政省令に関する規定の解釈及び留意事項等について、ガイドラインが策定されましたのでお知らせいたします。

詳しくは、観光庁または全宅連のホームページをご覧ください。

（観光庁）http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000344.html

（全宅連）<https://www.zentaku.or.jp/useful/law/archive2017/>

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知について

— 全宅連 —

国土交通省より国土利用計画法に基づく事後届出制について、取引において無届出取引の防止の観点から制度についての周知依頼がありました。

(国土動指第61号) 国土利用計画法に基づく事後届出制の周知について

<https://www.zentaku.or.jp/wp-content/uploads/2017/12/20171219090437586.pdf>

(関連ページ) 国土交通省 土地取引規制

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html

IT重説「法人間売買取引」社会実験の登録事業者の再募集について

— 全宅連 —

国土交通省では、宅地建物取引業法第35条に基づき対面で行うこととされている重要事項説明について、テレビ会議等のITを活用し、対面に準じた形で行う重要事項説明について、社会実験を実施してきました。当該社会実験の不動産取引の中でも、「法人間売買取引」については、実施件数が数件にとどまり十分な結果が得られなかったため、継続実施することとなりました。このため、「法人間売買取引」を実施して頂く事業者のみ追加募集がありましたので、お知らせいたします。

社会実験登録事業者追加募集につきましては、国交省URLでご確認ください。

(国土交通省) 第四次追加募集 (平成29年度)

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000119.html

(ご参考) ITを活用した重要事項説明に係る社会実験 (平成27年度～)

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000112.html

「所有者不明土地建物問題セミナー ～相続放棄“超”入門～」を開催

— 新潟県司法書士会 —

空き家や所有者不明土地の増加が社会問題となる中、新潟県司法書士会調停センターでは、「所有者不明土地建物問題セミナー」と題して、その原因の一つである相続放棄の実務についてセミナーを開催いたします。宅建協会会員も無料で受講できますので、希望する方は本書に同封した案内に従いお申込みください。

日 時 平成30年2月7日(水) 午後1時30分

場 所 新潟県司法書士会 3階 大会議室

※駐車施設が狭いため公共交通機関をご利用ください。

テーマ 相続放棄の手続き、相続放棄により相続人が不存在となった場合の
手続きの流れについて

申込み期限・定数 平成30年1月31日(水) 定員80名



会員皆様の優しい心配りで、我が国の戦後の復興から今日の世界に誇る豊かな国を形成された、高齢者の方々の見守りをお願いいたします。
本会は、平成19年10月31日、新潟県との間で、全国に先駆けて「民間賃貸住宅に居住する高齢者の見守りに関する覚書」の締結をいたしております。

新規入会者

支部名	免許番号	商号又は名称	免許申請者	事務所所在地	本・支店
新潟	(1)5372	メイ不動産(株)	眞田 景子	新潟市中央区 関屋下川原町2丁目17番地10	本店
新潟	(1)5374	(株)ランネル	富樫かおる	新潟市中央区女池3-11-13	本店
三条	大臣 (1)9230	(株)エステートコンサルタント	小柳 卓蔵	三条市東三条1丁目21番8-1号	本店
新潟	(1)5377	(有)田宮建築	田宮 俊一	新潟市江南区 丸山ノ内善之丞組795	本店
新潟	(1)5379	(株)ヒロセの賃貸	廣瀬 雄一	新潟市西区善久823番地	本店
新潟	(1)5379	(株)ヒロセの賃貸 新潟店	廣瀬 雄一	新潟市中央区堀之内50-1	支店
上越	(1)5382	上越住まいる(株)	林 信吉	上越市西本町4丁目16番6号B1	本店
上越	(1)5385	田中不動産(株)	田中 正樹	上越市南本町3丁目5番1号	本店
魚沼	(1)5383	(有)トーザイ	水落 浩文	小千谷市西吉谷字二頃1038-1	本店
上越	(1)5381	(株)飛田観光開発	飛田 尚文	上越市中田原80-28	本店
新潟	(1)5388	(株)新潟不動産ファクトリー	石山 孝行	新潟市中央区堀之内南3-7-21	本店
新潟	(1)5378	日生賃貸保証(株)	内藤 博	新潟市中央区上近江1丁目8番5号	本店
長岡	(3)4652	(株)Will 企画 長岡西店	品田 優子	長岡市古正寺2丁目40-101	支店
新発田	(1)5389	(株)オフィス・イシイ	石井 信子	新発田市緑町3-4-4	本店
新津	(1)5390	(有)スズキ建築事務所	鈴木 敬俊	新潟市秋葉区 新津本町4丁目8番17号	本店
新潟	(3)4633	(株)新日不動産 河渡店	細野 幹雄	新潟市東区藤見町2-8-9	支店
新潟	(1)5391	(合同)ティーアシスト	木本 臣蔵	新潟市西区山田150-1 大倉ビル105号	本店



平成10年5月1日、新潟県と本会との間で
全国で初めての「災害時における、民間賃
貸住宅の媒介に関する協定書」に調印いた
しております。



平成18年6月22日
新潟県警察本部と
本会の間で、「こど
も110番の店」に関
する覚書に調印し、
新潟県教育委員会
と協力し、安全な地
域づくりのための
活動を推進してお
ります。

第2回 宅建マイスター認定試験の申込み開始について

— (公財) 不動産流通推進センター —

第2回宅建マイスター認定試験の申込みを開始いたしました。

宅建マイスターとは「宅地建物取引のエキスパート」。取引に内在するリスクを予見し、緻密かつ丁寧な調査を行い、それを重説・契約書に反映し安全な取引を成立させる。一般消費者の高い信頼を得られる「上級宅建士」の称号です。(ホームページより)

- 試験日 2018年2月16日(金) 16:00～17:30
- 受験地 AP市ヶ谷(東京都千代田区五番町1-10 市ヶ谷大郷ビル) または
TKP市ヶ谷カンファレンスセンターANNEX(東京都新宿区市谷八幡町14
市ヶ谷中央ビル 5F)
- 受験料 8,000円(税込)
- 申込受付期間 2017年12月11日(月) 10:00～2018年2月5日(月) 15:00
- 受験資格 現在、宅建業に従事している方の内、以下の要件のいずれかを満たしている方で、試験当日、宅地建物取引士証を提示できること。
- ・宅地建物取引士証取得後、5年以上の実務経験を有していること。
 - ・実務経験は5年未満だが、当センターが実施する「不動産流通実務検定”スコア”」で600点以上を得点していること。

詳しくは、宅建マイスター認定試験のホームページをご覧ください。

<https://www.retpc.jp/tkm201802>

総務財務委員会より

協会では、平成30年度の事業計画書・収支予算書の原案の策定業務に着手しております。ご要望等がございましたら、事務局迄ご連絡願います。

平成30年度 定時総会の開催について

- 【日時】 平成30年5月29日(火)
- 【場所】 新潟グランドホテル (新潟市中央区下大川前通三ノ町2230番地)
※開催時間等、詳細については、後日ご連絡申し上げます。

発行所 公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会新潟本部
〒950-0084 新潟市中央区明石1-3-10 新潟県宅建会館
電話 025-247-1177
ホームページアドレス <http://www.niigata-takken.or.jp>
Eメール takken@niigata-takken.or.jp
発行人 平松 勝 編集人 高橋 達平

ホームページ来訪者
平成30年1月1日現在
1,193,857名
先月比(+2,969)
1日平均96名